

育児時短勤務手当金 請求書

支給対象月

令和

年

月

この手当金は、月単位で支給されるものです。請求は、原則、1か月ごとに行ってください。

組合員等記号・番号(又は個人番号)	
記号	番号

組 合 員 名	
------------------	--

所 属 機 関 の 名 称	
---------------------------------	--

育児時短勤務に係る子

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

育児時短勤務開始時の
標準報酬月額(等級)

円

*育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の
月額について記載してください。

育児時短勤務の開始年月日 及び 終了予定年月日						
年	月	日	~	年	月	日

請 求 期 間						
年	月	日	~	年	月	日

※太枠内は所属所担当者が記入してください。

育児時短勤務を開始する前の 1 週 間 の 所 定 勤 務 時 間	時間
支給対象月中の1週間の所定勤務時間	時間
支給対象月に支払われた報酬の額	円 *1月当たりの通勤手当及び寒冷地手当の額を含む。
その他報酬に対する特記事項 (該当するものに☑して、 手当の額を記入してください。)	通勤手当: ☐ あり ☐ なし 1月当たりの通勤手当の額: 円 寒冷地手当: ☐ あり ☐ なし 1月当たりの寒冷地手当の額: 円 支給月額 × 支給月数 ÷ 12月 (円位未満切り捨て) *標準報酬の月額等の決め方と同様の取扱いです。

上記のとおり請求します。

岡山市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

請求者氏名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

職名

所属所長

氏名

【添付書類】

(2025.4)

- 育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書
- 支給対象月中に支払われた報酬の額についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
*原則、当組合所定の様式「報酬支給額証明書」を使用してください。
- 別紙「添付書類確認表(育児時短勤務手当金用)」の確認書類

※以下は、共済組合使用欄につき、記入不要です。

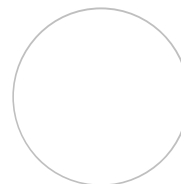
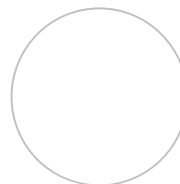
送 金 年 月 日	局 長	課 長	課長補佐	係 長	係

支 給 期 間						
年	月	日	~	年	月	日

決 定 額
円

所属所受付印

共済組合受付印



●添付書類確認表●

1 請求時に添付する書類

確認する要件	必要書類
育児時短勤務をしていること	事業主から発出された辞令等、育児時短勤務をしていることがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に満たないこと (初回請求時のみ)	母子健康手帳(出生日については出生届出済証明の部分)、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)等、子との関係と年齢がわかる書類の写し

2 最終請求時に添付する書類

確認する要件	必要書類
育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと	戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達したこと	母子健康手帳(出生日については出生届出済証明の部分)、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)等、子との関係と年齢がわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと	辞令等、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと	辞令等、新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと	辞令等、子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消(養子の場合)をしたこと	離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと	戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと	住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと	審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと	里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体若しくは精神上の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったこと	医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し

(2025.4)